

希望者は、9月10日（水）までに進路指導部奨学金担当まで申し出ること

（公財）日教弘奨学事業

日教弘広島支部「高等学校等給付奨学生」募集要項

修学意欲がありながら経済的理由により学資金の支払が困難と認められ、校長の推薦を受けた生徒を募集します。令和7年度は、下記要項のとおり実施します。

- 1 主 催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会広島支部
- 2 後 援 文部科学省
- 3 応募資格 県内の高等学校等に在学する生徒とします。
「高等学校等」とは、次のことを言います。
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校第1・2・3学年
- 4 応募条件 (1) 修学意欲がありながら、学資金の支払が特に困難であること
(2) 校長の推薦があること
- 5 募集人数 150名（但し、1校につき2名以内とし、全日制課程・定時制課程・通信制課程それぞれで2名以内可とします。）
- 6 給付金額 1年につき10万円を一括給付します。
同一人3回 30万円まで可能です。（定時制・通信制のみ4回まで可とします。同一人が希望する場合、毎年度申請が必要です。）
- 7 募集期間 令和7（2025）年9月1日（月）～令和7（2025）年9月30日（火）必着
- 8 スケジュール 令和7年 9月30日 申請受付締め切り。
10月 下旬 選考を行います。
11月 下旬～12月上旬
校長を通して採否結果を通知します。
12月 中旬 奨学生採用者は送金先の口座を提出します。
12月 下旬 奨学金を送金します。
令和8年 1月 上旬 奨学生採用者は受領書を提出します。
3月 中旬 奨学生採用者は成果報告書を提出します。
卒業年度にあたる奨学生は卒業までに提出。
- 9 申請書類 (1) 令和7（2025）年度 日教弘広島支部高等学校等給付奨学生申請書
(2) 令和7（2025）年度 日教弘広島支部高等学校等給付奨学生付属調査票
(3) 令和7（2025）年度 日教弘広島支部高等学校等給付奨学生推薦書
- 10 奨学生の決定 (1) 提出された書類に基づき、支部選考委員会・幹事会の議を経て日教弘理事長が決定します。（予算の都合上、申請者全員に給付されるとは限りません。）
(2) 選考に当たっては次の点に留意します。
① 修学への意欲があること。

② 学資金の支払が特に困難であること。

この場合、次のいずれかに該当する者には特に配慮します。

- 1 生活保護法に基づく保護を受けている者の世帯に属する者
- 2 市町民税を非課税又は減免とされた者の世帯に属する者
- 3 長期に療養を要する者のいる世帯に属する者
- 4 災害、病気、その他事故等により主たる生計維持者を失った者
- 5 障害のある者及び障害のある者のいる世帯に属する者
- 6 母子または父子世帯

(3) 結果については、校長を通じて本人に通知します。

- | | | |
|----|-----------|---|
| 11 | 他の奨学金との重複 | 他の奨学制度と重複することも認めます。 |
| 12 | 奨学金受領書の提出 | 奨学生（奨学金の給付を受けた生徒、以下同じ）は、奨学金の入金確認後、直ちに当支部長宛に給付奨学金受領書を提出してください。 |
| 13 | 成果報告書の提出 | 奨学生は、給付年度の <u>令和8年3月13日（金）</u> までに、速やかに給付奨学生成果報告書を提出してください。 <u>卒業年度にあたる奨学生は卒業までに提出してください。</u> |
| 14 | 異動届出 | 校長は、奨学生が次の場合に該当したとき、直ちに当支部まで届け出る必要があります。
(1) 休学、復学、転学、留年、留学又は退学したとき
(2) 停学その他の処分を受けたとき
(3) 在学中に死亡したとき |
| 15 | 奨学金の返還 | 奨学生が次に該当すると認められるときは、既に給付した奨学金の全額又は一部の返還を求めます。
(1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき
(2) 偽りの申請その他の不正な手段によって給付を受けたとき
(3) 休学、転学、留年が適当でないとき
(4) 退学により奨学金が不要になったとき
(5) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
(6) その他、奨学生として適当でない事実があったとき |
| 16 | 個人情報の取扱い | 申請書等に記入された個人情報は、選考および選考結果の通知等、奨学事業の運営のために使用します。 |
| 17 | その他 | 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。
提出書類の記載内容や、書類の提出状況について校長または本人に連絡する場合があります。
申請に必要な書類は、8月初旬に県内の高等学校等へ郵送します。 |
| 18 | 提出・問合わせ先 | |

公益財団法人 日本教育公務員弘済会広島支部

担当 清水・瀬尾

〒732-0052 広島市東区光町二丁目8番32号 エコード広島4階 TEL (082)264-5424